



BPWとは？ Business and Professional Women の略で、日本 BPW 連合会が加盟する BPW International は、国連の経済社会理事会の諮問機関として一般協議資格を持つ NGO で、世界の 100 近い国と地域が加盟しています。

日本 BPW 連合会は 1958 年に創立。連合会では、男女の賃金格差を“見える化”する「イコール・ペイ・デイ」活動、国連に若い女性を派遣する CSW インターン派遣事業、ヤング・スピーチコンテスト、東日本復興支援事業、を実施する他、ボストンで 1 か月の研修をする女性指導者育成事業 (JWLI) の広報活動をしています。2009 年 9 月に法人化し、特定非営利活動法人日本 BPW 連合会となりました。現在、内閣府男女共同参画推進連携会議の構成団体でもあります。

.....
 特定非営利活動法人日本 BPW 連合会
 〒151-0053 渋谷区代々木 2-21-11 婦選会館 303
 TEL03-5304-7874 FAX03-5304-7876
 Email office@bpw-japan.jp
 URL http://www.bpw-japan.jp/

各国のイコール・ペイ・デイ

**女性の平均賃金が男性より低いのは
 残念ながら世界共通です。**

世界各地でこのキャンペーンに取り組んでいるのが働く女性たちの団体、BPWです。賃上げ闘争ではありません。賃金格差があることを様々な立場の方に理解してもらうために、各国の仲間が智恵を絞っているのです。



スイス (2016 年) 2 月 24 日
 ドイツ (2016 年) 3 月 20 日 等

計算方法は国により若干違いますが、共通しているのは真っ赤なツールを使うこと。赤は、赤字やレッドカードの意味だとか

BPW EPD で検索

YouTube で各国の活動をご覧ください

「同じ賃金を手にする日」 = 「イコール・ペイ・デイ」

男性の1年より何日も余計に働いて、女性が男性1年分の賃金と同額を手にする日、それが「イコール・ペイ・デイ」です。



2016 年は、4 月 10 日 (日) です。

日本では、男性が 2015 年の 1 年間で得た賃金と同額を女性が手にするためには 1 年では足りず、2016 年の 4 月 10 日まで働かなくてははいけません。

2015 年の一般労働者*の平均賃金

男性 335,100 円 年齢 43.1 歳 勤続 13.5 年

女性 242,000 円 年齢 40.7 歳 勤続 9.4 年

厚生労働省公表「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」より。

※一般労働者＝常用労働者のうち、短時間労働者を除く

日本の賃金格差は、OECD 諸国で下から 3 番目です。

韓国、エストニアに続く 3 番目

➤ 賃金格差の理由は様々ですが...

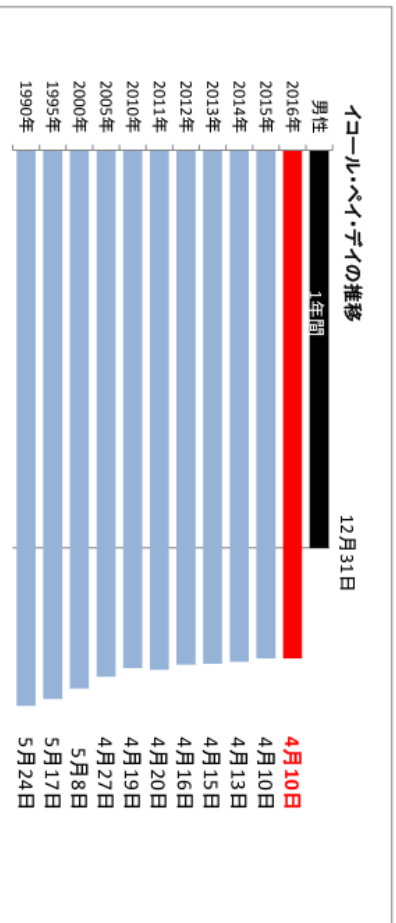
- ・「女性の仕事」が過小評価されている
- ・女性が多い職業の賃金は業界標準よりも一般的に低くなっている
- ・女性はしばしば「ガラスの天井」に直面し、上位ポスト（管理職・役員）に就けない。
- ・女性は結婚・妊娠などでキャリアを中断し勤続年数が少ない
- ・男性と同じ資格を持っている場合でも、女性は上級職に異動しない
- ・性別役割分担意識により、女性の仕事と男性の仕事に分離される

あなたの周りではどうでしょう...
 一緒に考えてみませんか

同じ賃金を手にする日 = イコール・ペイ・デイ

2016年 イコール・ペイ・デイ (EPPD)

男性が1年間で得る賃金を、女性は1年を超えて働いてようやく同額となる日がイコール・ペイ・デイ(=同じ賃金を手にする日)です



口性別賃金及び対前年増減率の推移(平成27年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況より)とイコール・ペイ・デイ

EPD	調査年(前年)	男女計		男性		女性		賃金格差 A = 賃金格差の% (100 - B)	B = 格差分の労働日数(年間労働日数 × 22日 × 12 = 264) × B	D = 稼働換算(22/月)
		賃金増減率(%)	対前年賃金増減率(%)	賃金増減率(%)	対前年賃金増減率(%)					
男性	12月 31日							100	0	0
	2016年 4月 10日	27年	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	72.22	27.78	73.3
	2015年 4月 10日	26年	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	72.21	27.79	73.4
	2014年 4月 13日	25年	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	71.35	28.65	75.6
	2013年 4月 15日	24年	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	70.85	29.15	77.0
	2012年 4月 16日	23年	296.8	0.2	328.3	0	231.9	70.64	29.36	77.5
	2011年 4月 20日	22年	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	69.33	30.67	81.0
	2010年 4月 19日	21年	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	69.77	30.23	79.8
	2005年 4月 27日	16年	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	67.57	32.43	85.6
	2000年 5月 8日	11年	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	64.60	35.40	93.5
	1995年 5月 17日	6年	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	62.00	38.00	100.3
	1990年 5月 24日	平成元年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	60.23	39.77	105.0

男女の賃金格差

毎年2月に公表される厚生労働省公表「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」から、一般労働者の数字を取り出して計算する。
*「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いたもの。

【イコール・ペイ・デイ算出方法】

- A = 男性賃金1000に対する女性の賃金比率を算出 27年 = 72.22%
- B = 賃金格差分の% (100 - A) = 27.78
- C = 格差分の労働日数

*労働日数を月平均22日とし、12ヶ月かけて、年間労働日数を264日と確定します。
年間労働日数に、直近の男女賃金格差の格差分のパーセントBをかけ、格差分の労働日数を算出します。
今年の直近の調査(前年)数字は、27.78%ですから、264(年間労働日) × 0.2778 = 73.3(四捨五入)

D = 稼働換算 格差分労働日数を稼働月日に換算
73.3日 ÷ 22日(1月) = 3.3日(1月) - 22日(2月) - 22日(3月) = 7.3日

E = 暦日付を算出
労働日 ÷ 22(月平均労働日数) × 30(4月の暦日数) = 10(小数点以下四捨五入)

資料:平成27年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/irran/roudou/chinpin/kouzou/z2015/dl/01.pdf>

equal pay day